

鳥取縣公報

昭和二十一年九月六日
第七百四十三號

金曜日

本報ノ太キサハ兩庭風格ニナリ

告示

鳥取縣告示第三百六十八號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險醫である齒科醫として左の醫師を指定する。

昭和二十一年九月六日

鳥取縣知事 林 敬 三

診療所の名称	診療所所在地	氏名	指定年月日
齒科 明石	西伯郡御來屋町九七四	明石實則	昭和二十一年九月二日
同 岸田	東伯郡倉吉町瀬崎町二七三八	岸田誠一	同
同 鈴木	東伯郡北條村字下神	鈴木忠晴	同
同 竹内	西伯郡餘子村字竹内二五	竹内利徳	同

鳥取縣告示第三百六十九號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保

險醫として左の醫師を指定する。

昭和二十一年九月六日

鳥取縣知事 林 敬 三

診療所の名称	診療所所在地	氏名	指定年月日
産科 天満	米子市博勢町一丁目	天満和人	昭和二十一年九月二日
内科 鈴木	西伯郡大笹津村一六三九	鈴木武夫	同

鳥取縣告示第三百七十號

産婆名簿へ次の者を登録した。

昭和二十一年九月六日

鳥取縣知事 林 敬 三

本籍地 鳥取縣日野郡黒坂町大字黒坂千四百九拾壹番地
現住所及開業地 本籍地に同じ

昭和二十一年八月二十八日第一、〇三〇號

松尾アイ
明治二十一年七月八日生
本籍地 熊本縣鹿本郡米野丘村大字岩原
二千五百二十九番地
現住所及開業地 鳥取縣氣高郡正條村大字濱村
四百二十九番地

昭和二十一年八月二十八日第一、〇三一號
立山千代子
明治四十一年十二月十日生

本籍地 鳥取縣東伯郡上北條村大字大塚
二百二十一番地一
現住及開業地 同 倉吉町瀬崎町二千七百三十八番地
昭和二十一年八月二十八日第一、〇三二號
岸田文子
明治三十二年九月四日生

本籍地 鳥取縣岩美郡浦富町大字牧谷三百六十四番地
現住地及開業地 本籍地に同じ
昭和二十一年八月二十八日第一、〇三三號

谷岡喜美
明治四十三年一月二十七日生

◇鳥取縣告示第三百七十一號
產婆名簿登錄事項中次のやうに訂正した。
昭和二十一年九月六日
鳥取縣知事 林 敏 三

舊本籍 鳥取縣西伯郡天津村大字福成三十六番屋敷
舊開業地 同 大山村大字赤松一千五百五十番地
新本籍 鳥取縣西伯郡大山村大字赤松一千五百五十番地
現住地及現開業地 本籍地に同じ

昭和二十一年六月二十七日婚姻により本籍地並に舊姓業名を地頭に變更し產婆名簿登錄を願出たので同年八月二十四日訂正
地 頭 と も
大正七年二月三日生

舊本籍 鳥取縣氣高郡明治村大字植原三百五十四番地
前住所及前開業地 鳥取市大工町頭鳥取母子寮内
新本籍 鳥取市的場六十八番地

現住所及開業地 鳥取市古市一番地

昭和二十一年二月十六日婚姻に依り本籍、住所及開業地舊姓山元を西山に變更し產婆名簿の訂正を願出たので同年八月二十四日訂正

西山美代子
大正十三年六月二十日生

◇鳥取縣告示第三百七十二號

價格等取締規則第二條の規定によつて次の通り鋼鍋の販賣價格の届出があつたので受理した。
昭和二十一年九月六日

鳥取縣知事 林 敏 三
一、製造業者の住所氏名
鳥取縣東伯郡上井町字海田一三〇番地
振興工業株式會社伯耆工場

工場長 富岡逸治
二、製造物品の名稱、數量
鋼鍋(藍ナシ) 參千壹百個

三、製造發賣價格

壹個につき 貳拾貳圓

四、品質規格

防錆鋼直徑二十二種×底面直徑十三種×深サ十種
容量三立

正誤

昭和二十一年八月鳥取縣令第五十二號、鳥取縣青果物並びに加工品販賣業許可規則中次のやうに正誤する。

様式第二號(裏面)中「五」及び「六」とあるは「5」及び「6」の誤り。